

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 株式会社有我工業所  
法人番号: 8450001006340  
住 所: 北海道空知郡上富良野町中町3丁目2番1号
- 指名停止措置期間: 令和4年3月31日から令和4年7月30日まで(4ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 全国
- 事実概要:

北海道警察は令和4年2月14日、南富良野町が令和3年6月に発注した工事において、仲介役を通して落札業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで南富良野町長を逮捕し、この情報を得て不正に落札したとして株式会社有我工業所社長、仲介役として株式会社秋山商事社長を公契約関係競売入札妨害の疑いでそれぞれ逮捕した。

また、令和4年3月7日、上記の事件で落札業者に非公開の情報を漏らした見返りに現金約200万円を受け取ったとして前南富良野町長を加重収賄の疑いで、株式会社有我工業所社長を贈賄の疑いでそれぞれ再逮捕した。加えて、株式会社秋山商事社長を現金授受の仲介をした加重収賄の疑いで再逮捕した。

### 5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社有我工業所の代表役員の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~9 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正 和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀 己 電話 029-864-6870 (直通)